

論 説

フィンランドの 2025 年統合法から学ぶ 多文化共生と憲法的統合

大 橋 典 子

はじめに

本稿の目的は、外国人¹の社会参加を促す統合政策において、憲法²的価値をいかに制度化しうるかを明らかにし、日本の多文化共生政策に内在する制度的空白を克服する方途を提示することである。日本に在留する外国人は 2024 年末時点で過去最高の約 377 万人³に達し、「外国人が過度に優遇されている」といった世論⁴や、外国人の増加をめぐる否定的な言説も見られる中、その受入と社会統合はいまや憲法的課題としての重要性を増している。2006 年以降、日本は多文化共生⁵という理念の下で一定の政策

-
- 1 本稿における用語の使い分けをあらかじめ整理しておきたい。フィンランドの文脈では、2025 年統合法に定義される *maahanmuuttaja* に対応する語として「移民」を用い、比較的的検討における基本概念として位置づける。「外国人」は日本の出入国管理制度の文脈において、中長期に日本に滞在する外国籍の者を指す場合に用いる。
 - 2 本稿では、日本の文脈において「憲法」は日本国憲法のことである。
 - 3 出入国在留管理庁ウェブサイト「令和 6 年末現在における在留外国人数について」(https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html)。
 - 4 NHK ウェブサイト「『外国人優遇』『こども家庭庁解体』広がる情報を検証すると ...」(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250628/k10014845481000.html>)。
 - 5 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書 一地域における多文化共生の推進に向けて」(2006) (https://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf)。

展開を進めてきたが、その理念は行政的実践の域を出ず、憲法的価値に基づく制度的基盤の構築は十分に確立されていない⁶。さらに、日本政府が「移民」という用語を回避してきた結果、外国人の存在を制度的に位置づけることが困難となり、「統合政策なき受入れ」との評価が示されている⁷。

そこで本稿は、日本と共通する構造的問題（言語習得の難しさ、少子高齢化、労働需給構造、および移民家族や子どもをめぐる課題等）を抱えながらも統合政策の制度化を進めてきたフィンランドの経験に焦点を当てる⁸。同国は2025年1月1日施行の2025年統合法⁹により旧統合法¹⁰を廃止し、雇用サービス改革¹¹と連携した統合制度の再構築を進めた。これにより国家・自治体¹²・移民本人の責任分担がより明確化され、国家の責務と個人の主体的参加が補完し合う双方向的統合が強化された。本稿は、まず2025年統合法の制定背景と法構造を分析し、次に同法とフィンランド

-
- 6 多文化共生や外国人の人権に関しては以下を参照した。山脇啓造「特集日本における移民政策の課題と展望 多文化共生社会の形成に向けて」移民政策研究1:30-41 (2009); 鈴木江理子「日本における多文化共生社会の構想——「ちがい」と「同じ」という2つの視点」開発教育64:4-12 (2017); 小林智「日本の地方都市における社会統合政策の比較分析——ローカル・シティズンシップと社会的結束を手がかりに」移民政策研究15:109-127 (2023); 山本直子『「多文化共生」言説を問い合わせる 一日系ブラジル人第二世代・支援の功罪・主体的な社会編入』(明石書店2024); 近藤敦『人権法』(第3版) (日本評論社2025)。
- 7 MIPEX's website (<https://www.mipex.eu/Japan>).
- 8 フィンランドに関しては拙稿「多文化共生社会における労働権の再考～フィンランド及びスウェーデンの統合法制からの示唆～」名城法学論集大学院研究年報48:3-10 (2021); 同「フィンランドの移民統合法政における現状と課題～移民統合推進法からの視座～」多文化共生年報17:47-58 (2020)を参照した。
- 9 Laki maahanmuuttajien kotouttamisesta (681/2023) / Act on the Promotion of Immigrant Integration (681/2023).
- 10 Laki kotoutumisen edistämisestä (1386/2010) / Act on the Promotion of Immigrant Integration (1386/2010).
- 11 Ministry of Economic Affairs and Employment, Finland's website. TE services reform 2024 (<https://tem.fi/en/te-services-reform-2024>).
- 12 フィンランドの自治体は、フィンランド憲法第121条(クンタ、およびその他の地域の自治)に基づき強固な自治権を保障された基盤的統治単位であり、全土に308存在する。教育・福祉・医療等の公共サービスを担い、住民税等を財源とする。Kuntaliitto's website. Finnish municipalities and regions (<https://www.localfinland.fi/finnish-municipalities-and-regions>).

憲法¹³との関係を明らかにする。そのうえで、日本の多文化共生政策との比較を通じ、移民政策の理念と制度を接続する「憲法的統合論」の理論的枠組み¹⁴を示し、「憲法による統合」への転換を提起したい¹⁵。

1. 2025 年統合法の概要

(1) 制定背景

フィンランドの移民統合政策は、単なる行政サービスの提供にとどまらず、憲法上の人権保障を社会の中で具体化する制度として発展してきた。その理念を継承・強化するものとして、2025 年統合法が 2023 年 3 月に議会で可決され、同年 4 月に大統領により承認された。その制定過程は、立法技術上の改正にとどまらず、人口構成の変化や労働市場統合の構造的課題をはじめ、行政改革との連動、政治的イデオロギーの転換、社会的緊張、財政的制約、および政策評価に基づく改善要求等、社会・政治・経済の諸要因が交錯する中で進められた。2025 年統合法は、フィンランド議会の監査委員会報告¹⁶が指摘した統合推進に関する改善要求を大きな契機として、統合の迅速化、入国後早期段階からの移民への働きかけ、および自治体と移民自身の責任強化等を通じ、移民の包摂と就労を推進することを目的としている¹⁷。

13 フィンランド憲法および日本語訳に関しては、国立国会図書館調査及び立法考査局編『各国憲法集 9 フィンランド憲法』(2015) を参照した。

14 抽稿「日本における多数派の文化的権利と移民政策 —Liav Orgad の書籍『The Cultural Defense of Nations』を手掛かりに」名城法学 75 (2):1-17 (2025)。

15 2025 年統合法については、現時点では公式英語訳は公表されていない。本稿では、フィンランドの司法省公式法令データベース Finlex (<https://www.finlex.fi/en>) に掲載された原文法令を参照しつつ、フィンランド政府・雇用経済省・統合庁等が英語で発信する政策資料およびプレスリリースを主な資料としている。なお、本稿で示したインターネット上の各資料の最終閲覧日は 2025 年 10 月 31 日である。

16 TrVM 6/2018 vp, Opinion of the Employment and Equality Committee (Eduskunta, Parliament of Finland)。

17 Ministry of Economic Affairs and Employment, Finland's website. Comprehensive reform of Integration Act will speed up integration and employment of immigrants (<https://valtioneuvosto.fi/en/-/1410877/>

(2) 2025年統合法の主要な特徴

①統合推進責任の自治体への一元化

旧統合法では、失業求職者については主に国の雇用経済開発事務所(TE-toimisto)が統合計画を策定し、その他の対象者については自治体が主導するという二元的な体制であった。2025年統合法および同時期に施行された雇用サービス組織法¹⁸により、統合支援の実施責任が自治体へ移管され、地域の実情に応じた柔軟な統合支援が可能となった¹⁹。

②能力・統合ニーズ評価と統合計画の作成による個別的統合支援の強化

旧統合法における「初期評価」は、2025年統合法において「能力・統合ニーズ評価」と改称され、適宜、移民の能力および統合のニーズを多部門協働で評価する仕組みが整備された(第14条)。統合計画についても、行政機関が権利と義務の双方を移民に説明し、求職者に対しては雇用サービス組織法に基づく求職義務を組み込むこととされた。これにより、移民一人ひとりの状況に応じた支援が制度的に保障されることとなった。

③市民オリエンテーションの法定化

旧統合法では明示されていなかった市民オリエンテーションは、2025年統合法において、統合プログラムの一環として自治体が実施する法定支援として位置づけられている。当該市民オリエンテーションとは、「統合プログラムに含まれる学習活動であり、統合顧客がフィンランド社会、日

comprehensive-reform-of-integration-act-will-speed-up-integration-and-employment-of-immigrants).

18 Työvoimapalveluiden järjestämisestä, laki 380/2023/ Act on the Organising of Employment Services (380/2023).

19 Ministry of Economic Affairs and Employment, Finland's website. Employment services will be reformed on 1 January 2025-Municipalities to be responsible for employment services with central government taking a guiding role (<https://tem.fi/en/-/employment-services-will-be-reformed-on-1-january-2025-municipalities-to-be-responsible-for-employment-services-with-central-government-taking-a-guiding-role>).

常生活における市民能力、自らの権利および義務について理解を深めることを目的とするもので、本人の母語または十分に理解できる言語で実施されるもの」(第 5 条 12 項) を指し、詳細な内容と行政機関に関する規定は政令²⁰に定められている²¹。同オリエンテーションは、フィンランド社会の価値や権利義務、雇用・医療・教育等を取り扱う約 70 時間の教育と自主学習として、移民の母語または理解言語で実施される。

④多部門協働の制度化

2025 年統合法は、統合支援に関わる各主体の責務をより明確化し、自治体、教育機関、雇用主、第三セクター等の多部門協働を制度的に強化した。これにより、政府から自治体への統合責任の移譲とともに、全国、地域、および自治体レベルでの協働体制が体系的に推進されることとなった²²。また、2025 年統合法上の直接の法定機関ではないが、多部門協働の連携の延長線上に公共図書館も地域統合の拠点として、言語学習や文化交流を通じて移民と地域社会をつなぐ役割を果たしていることも報告されている²³。

2. 2025 年統合法の基本構成

(1) 2025 年統合法の基本構造

2025 年統合法は全 102 条から構成され、第 1 章では法律の目的、適用

20 Valtioneuvoston asetus monikielisestä yhteiskuntaorientaatiosta (576/2024) / Government Decree on Multilingual Civic Orientation (576/2024).

21 Integration fi's website. The municipality or employment authority provides multilingual civic orientation as an integration service (<https://kotoutuminen.fi/en/multilingual-civic-orientation>)

22 Ministry of Economic Affairs and Employment, Finland's website. Reform to increase overall responsibility of municipalities for integration (<https://tem.fi/en/-/reform-to-increase-overall-responsibility-of-municipalities-for-integration>).

23 宮澤篤史「フィンランドの移民統合政策における公共図書館の位置づけについて」応用社会学研究 66 : 277-297 (2024)。

範囲、および定義等の基本事項が規定されている。同法の目的は、移民の統合を支援・推進し、社会および労働市場への平等な参加機会を確保することにある（第1条）。同法第2章には、統合推進措置として情報提供、言語教育、職業訓練、および市民社会参加支援を含む統合支援の内容を定める。同法第3章では、統合計画として個々の移民に対し、雇用・教育・福祉を架橋する統合計画を作成する手続きを規定している。同法第4章には自治体の責務、第5章には行政機関と職務分担、第6章には経費補償・財政措置、そして第7章には情報処理・個人データ保護に関して定められる。

家族と子どもに関する規定としては、「家族の統合計画」に関する明文規定は置かれていないものの、家族単位での統合計画の作成が認められている（第20条・第21条）²⁴。また、18歳未満の者に2025年統合法を適用する際には、「子どもの利益の最優先」（第4条）が義務づけられ、その判断においては子ども福祉法²⁵が準用される。さらに、自治体は教育・福祉・就労等を家族単位で連携させる運用を想定しており、家族の社会的包摂と子どもの最善の利益を重視する立場を2025年統合法が明確化している点が特徴的である。

（2）2025年統合法による主要概念の定義化

2025年統合法は、統合に関する概念を明確に定義している（第5条）。以下、移民、統合・統合の推進、統合プログラム、および統合計画に関する条文を簡潔に整理する。

①移民

2025年統合法における移民は、「フィンランドに移住し、観光以外の目的で許可された滞在許可証またはそれに準ずる短期滞在許可証でフィンランドに滞在している者、または居住権が登録されている者、もしくは滞在

24 Integration fi's website. Key concepts related to integration (<https://kotoutuminen.fi/en/key-concepts>).

25 Lastensuojelulaki 417/2007 / Child Welfare Act (417/2007).

カードが付与されている者を指す。」(第 5 条 4 項)。すなわち、何らかの法的根拠に基づきフィンランドで生活している人々を広く対象にする概念である。

②統合・統合の推進

2025 年統合法は統合を「移民が社会との相互作用の中で進行させる個人的な過程であり、その過程を通じて、移民の社会における平等な取扱いと機会の均等、および労働・経済活動、教育、団体活動その他の社会的活動への参加が深化し、多様化していくことをいう。」としている。したがって、同法における統合は、単なる一方的な移民の適応ではなく、社会との相互作用の中で平等と参加が発展していく双方向的なプロセスであると読むことができる。また、同法は統合の推進を「この法律に定めるサービスを移民に提供することにより統合を支援し、移民が自らの言語と文化を維持できるよう支援するとともに、社会の受容性を高めること。」であるとしている(第 5 条 1 項・2 項)。

③統合プログラム

2025 年統合法は統合プログラムを「移民の統合初期段階において自治体が実施する一連のサービス体系」と定義している。当該プログラムに含まれるサービスには「自治体が統合初期に提供するサービスで、移民の統合、雇用または起業、能力・職業技能の形成、平等の実現、社会参加・包摂、健康と福祉、日常生活に必要な市民能力、および団体活動やその他の社会活動への参加を推進することを目的とするもの。」が含まれる(第 5 条 9 項・10 項)。

④統合計画

2025 年統合法は統合計画を「個別的統合を推進するために作成される計画で、自治体が移民と協議のうえで、個々の統合および就業目標ならびにサービス内容およびその参加方法について合意するもの。」としている

(第5条13項)。同計画には言語学習、職業訓練、就労支援、および社会参加の推進等が含まれ、必要に応じて定期的に見直しが行われる²⁶。

(3) 2025年統合法の適用範囲

2025年統合法は統合支援の対象となる者の範囲を明確にしている(第2条)。同法は、移民、すなわちフィンランドに恒久的に居住し、かつフィンランド国籍を有しない者をはじめ、難民・補完的保護または人道的保護の在留許可を有する者、およびその家族の構成員を適用対象としている。また、帰還移住者等、その他の在留許可を有する者についても、統合支援が必要と認められる場合には同法の適用を及ぼすことができるとしている。さらに、自治体等による統合推進の実施(第10条)や国による費用補償(第68条)は、例外的に移民以外、たとえば、人身取引の被害を受けたフィンランド国民にも適用される旨を明示している。これは2025年統合法が統合政策の枠を超えて、社会的排除に直面するすべての個人を包摂する社会統合の制度的枠組みを構築していることを示しているといえる。

3. フィンランド憲法に基づく2025年統合法の正当化

(1) フィンランド憲法と2025年統合法の整合性

2025年統合法は、フィンランド憲法が定める人権保障規定(第2章)を統合支援の制度へと具体化する点に憲法的意義がみられる。これらの人権保障規定は国籍問わず広く適用され、平等・差別禁止(第6条)、無償の基礎教育(第16条)、言語・文化権(第17条)、および社会保障(第19条)は、言語教育・職業訓練・福祉支援の結節点として統合政策を下支えする。フィンランド政府は2025年統合法の目的のひとつとして「憲法上の平等原則の実現」²⁷を明示しており、同法の憲法的正当性を確認で

26 Integration fi's website. The integration plan is a personalised plan (<https://kotoutuminen.fi/en/integration-plan>).

27 Integration. fi's website. The Constitution of Finland ensures the same fundamental rights for everyone (<https://kotoutuminen.fi/en/the->

きる。

また、フィンランド政府法案および議会憲法委員会（以下、憲法委員会）意見²⁸から、フィンランド憲法が定める公的機関の人権保障義務²⁹は、統合支援の根拠として位置づけられている。さらに、上述の政府法案や憲法委員会意見には人種差別撤廃条約、子どもの権利条約、および欧州人権条約等の国際人権条約との整合性が参考枠となり、2025 年統合法とフィンランド憲法との相互補完関係も示されている。

一方で、2023 年 6 月発足の右派連立政権以降、移民自身の責任を強調する政策傾向が強まり、双方向的な統合から個人責任重視へのシフトが指摘される³⁰。2025 年統合法の統合計画への参加義務等、移民の権利を一定程度制約する規定もあることから、今後の運用においてはフィンランド憲法との整合性の検討が不可欠であろう。

（2）憲法委員会による事前統制と北欧型憲法保障

フィンランドは憲法裁判所を設けず、各法案の合憲性を立法過程において憲法委員会が審査する仕組みを採用している。このような事前統制は「北欧型憲法保障」³¹と呼ばれ、立法過程に憲法価値を内在化させる仕組みとしてフィンランド憲法に基づいている³²。2025 年統合法も、憲法委員会による事前の合

constitution-of-finland).

- 28 HE 208/2022 vp, Government Proposal for the Act on the Promotion of Immigrant Integration (Reform of the Integration Act), submitted to the Parliament of Finland (Eduskunta); PeVL 92/2022 vp, Opinion of the Constitutional Law Committee (Eduskunta, Parliament of Finland).
- 29 フィンランド憲法第 22 条（公的機関の人権保障義務）：「公権力は、基本権及び人権の実現を保障しなければならない。」
- 30 Kang, D. Finland's New Integration Act: Migration, Human Rights & the Internalised Border. EU-VALUES. 5 May 2025 (<https://www.eu-values.eu/blog/living-the-internalised-bordernbsp-lessons-for-finlands-updated-integration-act>).
- 31 遠藤美奈「フィンランドで『憲法を擁護する』ということ」生活経済政策／「生活経済政策」編集委員会編（340）17-22（2025）；田中祥貴「北欧型憲法保障の理念と構造 —フィンランド・モデルを中心に」桃山法学 43：1-63（2025）。
- 32 フィンランド憲法第 74 条（基本法適合性の監督）：「審査に付される法律案及

憲性審査を経て成立³³した。同委員会は専門家の意見を踏まえて修正を勧告するとともに、統合義務の範囲や比例原則・平等原則との整合性等を検討しており、その判断は立法過程における憲法統制として重要な役割を果たしている。

4. 2025年統合法をめぐる課題

2025年統合法をめぐる課題は主に三点に整理できる。第一に、権利と義務の均衡である。フィンランド政府は、移民自身が統合により大きな責任を負うことを明示し、義務への重点を強めた³⁴。過度な義務化は、フィンランド憲法から導かれる平等原則との調和や多様性の尊重に影響を及ぼすおそれがあり、同法の運用における慎重な調整が求められる。第二に、地域間格差である。統合指標は雇用・教育・福祉・参加・双方向的統合の五領域に基づき地域別に公表されており、自治体間の成果差が顕在化している³⁵。第三に、理念と運用の乖離である。フィンランド政府は移民の就労や社会規範の遵守を重視しているが、受入社会側における雇用慣行や差別は正の体制整備が伴わなければ、双方向的統合の理念が形骸化するおそれがある³⁶。ただし、2025年統合法は施行されたばかりであり、その運用や社会への影響については、今後の動向を注視する必要がある。

びその他の議案の基本法適合性及び人権に関する国際約束との関係について意見書を提出することは、議会の基本法委員会の責務とする。」

33 HE 208/2022 vp and PeVL 92/2022 vp, op. cit.

34 Finnish Government. Government Integration Programme 2024–2027. 2025. p. 4, (https://julkaisut.valtioneuvosto.fi/bitstream/handle/10024/166113/TEM_2025_4.pdf?sequence=1&isAllowed=y). 2024年から2027年までのフィンランド政府の統合目標は、就労を通じたフィンランドへの統合、移民が義務に重点を置きながら自分たちの統合にもっと責任を持つこと、パラレル社会の出現に対抗すること、および統合は家族全体の利益となること、の4つを掲げている。

35 Ministry of Economic Affairs and Employment, Finland's website. Integration Indicators Database (<https://kotoutuminen.fi/en/integration-indicators-database>)

36 Ministry of the Interior, Finland's website. Government Programme measures to reform migration policy (<https://intermin.fi/en/areas-of-expertise/migration/government-programme-measures-to-reform-migration-policy>).

5. 日本の統合・入管政策における憲法的価値の位置づけ

(1) 理念と制度の乖離にみる憲法的価値の反映

2006年以降、日本において多文化共生という理念は政策言語として広がりを見せてきた。憲法は、個人の尊重（第13条）、法の下の平等（第14条）、生存権（第25条）等を基本的人権として規定し、国家に一定の義務を課していると解される。それにもかかわらず、憲法的価値を統合政策の制度設計に反映させるための実務的枠組みは、十分に整備されていない。この背景には、日本政府が「移民」という用語を避けてきたことに加え、判例が権利の性質に応じてその保障範囲を画するというマクリーン判決の性質説³⁷を採用していることが一因としてある。当該性質説は、移民の権利を在留資格に依存させる枠組みを制度的に固定化し、統合支援を憲法上の要請ではなく行政裁量による支援として扱う方向を強めている。その結果、統合を憲法的価値と結びつける設計思想の欠如をもたらしている。

(2) 憲法的保障と入管制度の接合 ～家族・子どもを中心～

①家族・子どもへの憲法的保障と在留資格制度の構造

2024年6月末時点で「家族滞在」の資格を持つ者は約28万3,000人に達し、前年から約1万7,000人増加した³⁸。また、義務教育年齢に相当する外国籍の子どもは2024年5月時点で約16万3,000人と把握される³⁹。こうした規模の外国人の家族・子どもをめぐる法的・制度的対応の重要性を示している。判例および通説に照らせば、外国人も原則として憲法上の人権享有主体であり、その保障の射程には家族生活の尊重も含まれる⁴⁰。他方で、入国・在留の可否は国家の裁量に委ねられる領域を残して

37 最大判昭53年10月4日民集32巻7号1223頁。

38 出入国在留管理庁ウェブサイト「令和6年6月末現在における在留外国人について」(https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00047.html)。

39 文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査 令和6年度調査結果」(https://www.mext.go.jp/content/20251002-mxt_kyokoku-000045092_2.pdf)。

40 栗田佳泰『リベラル・ナショナリズム憲法学：日本のナショナリズムと文化的

おり、外国人の家族呼び寄せが無制約の権利として憲法上保障されるわけではない。実定法上、出入国管理及び難民認定法は在留資格「家族滞在」を設け、真正な家族関係、被扶養性、同居実態といった基準を満たす場合に在留を認めるものの、家族や子どもの技能・学歴・日本語能力といった「能力要件」は課されておらず、社会統合を制度的に補完する仕組みが必要である。

②外国人の家族と子どもの支援と教育をめぐる現行制度

現行の支援体制は、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」や「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」の改訂⁴¹を通じ、市民オリエンテーションの充実、相談体制の一元化、および多言語による就学案内等を掲げている。また、日本語教育法制は、2019年の日本語教育推進法を起点に、認定制度や資格制度を通じて教育機関の質と教育者の専門性を制度的に担保する方向へ展開している⁴²。こうした立法過程は、憲法的要請に応答するものと位置づけることができる。

もっとも、家族単位の包括的支援や就学義務を含む法的整理はなお発展途上にある。外国人在留支援センター（FRESC）⁴³におけるワンストップ相談や、日本語教育推進法に基づく努力義務型の言語支援は分野別・個別対応にとどまっており、家族全体を対象とする制度は未整備のままである。

少數者の権利』（法律文化社 2020）118 頁。

- 41 出入国在留管理庁ウェブサイト「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00033.html）；出入国在留管理庁ウェブサイト「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」（https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/nyuukokukanri01_00140.html）。
- 42 日本語教育については、2023年に日本語教育機関認定法が成立し、関連する施行令や文部科学省令により2024年から認定日本語教育機関および登録日本語教員の制度運用が開始された。さらに、「日本語教育の推進に関する基本方針」は2025年9月に改定された。文科省ウェブサイト「日本語教育」（https://www.mext.go.jp/a_menu/01_p.htm）。
- 43 外国人在留支援センター（FRESC）ウェブサイト（<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>）。

教育面では、憲法第 26 条 2 項が就学義務を日本「国民」に課す構造を採っているが、実務上、公立学校は就学を希望する外国籍の子どもについても、日本人と同様に無償で受け入れる運用を採っている⁴⁴。文部科学省調査によれば学齢相当の外国籍の子どものうち就学状況が不明の子どもは約 8,400 人に上り、就学把握と就学推進への課題は残されている⁴⁵。

6. 多文化共生の理念と憲法的価値 一制度化への課題と展望

日本の統合政策は多文化共生という理念を掲げてきたが、その理念と制度設計との間には依然として大きな乖離が存在する。多文化共生は、しばしば「魔法語」として語られる。つまり、理念を掲げること自体が目的化し、その結果、現実の課題を覆い隠す危険を生じさせている。この点、フィンランドの 2025 年統合法は、統合政策を憲法的価値として制度化した好例といえる。同法は、統合を単なる行政施策としてではなく、フィンランド憲法に基づく人権保障規定および公的機関の人権保障義務を基盤として位置づけており、移民の社会参加を促す仕組みとしての構成を参考することは、日本における制度設計を検討するうえで重要な示唆を与えるものである。たとえば、市民オリエンテーションや言語教育への参加については、外国人の文化的・宗教的多様性を尊重しつつ、日本でも最小限の義務を制度的に設計することが考えられる。権利と義務の併置は、統合を一方向的な同化ではなく、双方向的な参加として捉えるための枠組みとして機能しうるものと考えられる。

おわりに

本稿は、フィンランドの 2025 年統合法を概観するとともに、同国憲法との相互作用を明らかにすることを通じて、憲法的価値を制度の中でいかに具体化しうるかを探ってきた。フィンランドは、フィンランド憲法の人

44 文部科学省ウェブサイト「13. 外国人の子等の就学に関する手続について」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422256.htm)。

45 文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査 令和 6 年度調査結果」前掲。

権保障規定および公的機関の人権保障義務に根ざす 2025 年統合法により、自治体と移民の責任を強化し、家族や子どもを含む幅広い主体に対する包括的統合支援の制度を構築している。こうした制度構造の分析から得られる知見は、日本の多文化共生政策を今後どのように充実させていくかを考えるうえで、重要な手がかりとなるものである。現状のような理念と制度の乖離を克服するためには、統合支援を行政裁量の範囲にとどめず、憲法的価値に基づく制度として再構成し、双方向的統合を支える限定的な参加義務を明確化することで、権利と義務の均衡を図ることが重要である。

労働力不足への対応を名目に導入された育成労制度が本格運用を迎えるにあたり、外国人労働者本人のみならず、その家族や子どもの入国および中長期滞在の増加も見込まれる。2025 年 10 月 22 日の就任記者会見で、小野田紀美経済安全保障担当大臣(外国人との秩序ある共生社会推進担当)は「排外主義に陥ってはなりませんが、国民の皆様の安全・安心の確保は経済成長に不可欠」と述べ、「外国人との秩序ある共生社会」に向けた見直しを表明した⁴⁶。さらに、高市早苗内閣総理大臣は 10 月 24 日の所信表明演説で、「(しかし)、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が不安や不公平を感じる状況が生じていることも、また事実です。排外主義とは一線を画しますが、こうした行為には、政府として毅然と対応します」⁴⁷と明言している。これらの発言は、外国人の社会統合をめぐる政策を、憲法の理念に即して見つめ直す必要性を示している。今後の研究課題としては、第一に憲法的統合論を深化させ、マクリーン判決以降の「性質説」を超える新たな法理を探求すること、第二に家族・子どもを対象とする統合支援を比較法的に検討すること、第三に移民と受入社会双方の適応をめぐる実践的課題を明らかにすること、そして第四に

46 政府広報オンライン「小野田大臣記者会見（令和 7 年 10 月 22 日）（https://www.gov-online.go.jp/press_conferences/minister_of_state/202510/video-303576.html）。

47 首相官邸ウェブサイト「第 219 回国会における高市内閣総理大臣所信表明演説」（<https://www.kantei.go.jp/jp/104/statement/2025/1024shoshinhyomei.html>）。

フィンランドの 2025 年統合法から学ぶ多文化共生と憲法的統合

自治体の統合施策と憲法的価値の接続を実証的に分析することが挙げられる。これらを通じて、外国人の社会統合を憲法的要請として再構成することにより、「憲法による統合」の具体化を展望することができると考えられる。